

- ・「中核機関等職員研修会」
- ・「市町村社協による中核機関等推進連絡会議」
- ・「成年後見制度の基礎知識を習得するための研修（福祉関係機関向け）」
- ・「市民後見人養成研修会」（約10日間）

社会貢献に対する意欲のある県民を対象に、成年後見制度において、身近な立場で支援を実施する「市民後見人」の養成を目的とした研修

③法人後見の立上げ支援

- ・「市町村社協による法人後見事業促進会議」
- ・「市町村社協による法人後見事業実践事例集」の作成

④県民理解の推進

- ・「権利擁護セミナー」
- ・「福祉関係者向け出前講座」

⑤総合相談における福祉と司法の円滑な連携

- ・「関係機関連絡会議」

（3）県負担・補助率の考え方

- ・国、県負担割合：国2／3 県1／3
- ・県社協は、日常生活自立支援事業も実施しており、認知症高齢者等が地域において自立した生活を送る上で必要不可欠なものであるため、県負担は妥当（補助率10/10）。

（4）類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	13,874	基幹的社協への委託料等、権利擁護支援事業に係る経費の補助

4 参考事項

（1）各種計画での位置づけ

国成年後見制度利用促進基本計画

岐阜県地域福祉支援計画

（2）国・他県の状況

本補助事業は、国の地域医療介護総合確保基金の対象である。

（3）後年度の財政負担

高齢化の進行に伴い、今後ますます必要性が強まる事業と考えられるため、継続して実施。

(4) 事業主体及びその妥当性

成年後見制度利用手前の支援である日常生活支援事業を県社協が実施しており、成年後見制度の利用啓発、相談窓口についても県社協が実施するのが適当である。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

記入しない項目欄は斜線を引いてください。

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
住み慣れた地域での自立した生活を支援していくため、成年後見制度を利用する必要がある高齢者や障がい者等の権利を擁護する体制の定着と充実を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H26)	R2 年度 実績	R3 年度 目標	R4 年度 目標	終期目標 (R8)	
					達成率	
① 成年後見申立件数	437 件	381 件	500 件	500 件	500 件	76%
② 市町村長申立件数	43 件	73 件	80 件	84 件	100 件	91%

○指標を設定することができない場合の理由

--

(これまでの取組内容と成果)

令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等） ・福祉関係者向け成年後見制度理解促進研修会 121名が参加 ・法人後見従事者養成研修会 21名が参加 ・市町村社会福祉協議会における法人後見事業促進会議 7名が参加
令和3年度	<p>令和5年度当初予算にて追加</p> <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%</p>
令和4年度	<p>令和6年度当初予算にて追加</p> <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%</p>

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断）</p> <p>3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</p>	
(評価)	<p>3</p> <p>高齢者の介護や見守りの体制を整えるうえで必要不可欠な事業であり、事業の必要性が極めて高い。</p> <p>※地域医療介護総合確保基金対象事業</p>
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）</p> <p>3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない</p>	
(評価)	<p>2</p> <p>判断能力が低下した高齢者等が、施設に入居することなく住み慣れた地域社会で生活するためには、必要なアプローチである。</p>
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）</p> <p>2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</p>	
(評価)	<p>1</p> <p>成年後見制度利用手前の支援である日常生活支援事業を県社協が実施しており、成年後見制度の利用啓発、担い手育成等についても県社協が実施するのが適当である。</p> <p>また、市町村及び家庭裁判所も法人後見を市町村社協が実施することを望んでいる。</p>

(今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項</p> <p>高齢化に伴う認知症高齢者の増加、地域移行による支援が必要な知的障がい者、精神障がい者等の増加などにより、成年後見が必要な高齢者は今後も</p>

増加していく見込みであり、住民への成年後見制度の普及啓発が必要となっている。また、後見人の担い手育成も実施することにより、法人後見団体や市民後見人の確保及び質の向上を図っていくことで、成年後見制度の利用促進を図る必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

今後も、県財政の状況を勘案しながら、ニーズにきめ細かく応じた一層効率的な実施体制を、県社協及び関係機関との理解と協力のもと整備していく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	